

あなたもまちづくりに参加してみませんか

犬山市

# 協働のまちづくり 基本条例

「犬山市協働のまちづくり基本条例」は、まちづくりや地域課題の解決に向けた取組みに市民のみなさんが参加しやすくなるように、基本的な考え方や市民・議会・行政の役割・責務、協働の仕組みやルールなどを定めた、とても大切な条例です。

このパンフレットには、条例の紹介のほか、「こんなこと、あんなこともまちづくりなのか」と気づいていただきながら、まちづくりに対して興味を持っていただけるような記事を盛り込みました。ぜひお手に取って、楽しみながら読んでみてください。

あなたはどんな人？

オススメ!  
まちづくり参加方法  
診断チャート

Start!

お休みの日は…

- ①大勢で楽しみたい
- ②一人の時間を楽しみたい

まちづくりって  
どんなものかイメージが  
沸かないというアナタ!  
まずは診断から!  
どうぞお試しください!

思い立ったら…

- ①慎重に行動だ
- ②即行動だ

親しい人に相談されたら…

- ①どんどんアドバイスする
- ②一緒に考える

自分は…

- ①聞き上手だ
- ②話し上手だ

イベントやるぞ…

- ①みんなついてこい!
- ②みんな一緒にやろう!

同窓会やりたい…

- ①みんなに声をかけてみよう
- ②学級委員だったあの子に頼んでみよう

あなたが放っておけないのは…

- ①道に迷っている人
- ②荒れ果てた自然や担い手のいない祭り



気になる結果は!?次ページへGO!

## contents / もくじ

- P.1 あなたはどんな人?オススメ!まちづくり参加方法診断チャート
- P.3 条例制定までの道のり
- P.4 女性たちの座談会 メイクタウントーク
- P.6 条例にはどんなことが書いてあるの?



# 診断結果 アナタはこんな人ではないでしょうか？

A



みまもる人

聞き上手で人当たりがよく、慎重で回りをよく見通すことができるバランス感覚の良いあなたは、「みまもる人」タイプです。登下校する児童の安全を確保するスクールガードとして活躍したり、PTAの活動に参加してよりよい学校づくりに貢献したり、認知症サポーターとして認知症の人やその家族を支える人になったり。そんな「みまもり」でまちづくりに参加してみませんか。

E



発信する人

内に秘めた熱い気持ちを大勢の人に伝えたい。そして、一人でコツコツと作業や準備ができるというあなたは「発信する人」タイプです。ブログやSNSで世界中に情報発信するもよし。あるいは、チラシ・メールマガジン・フリーペーパーなどで地域の人たちにあなたの気持ちや思いを発信しましょう！

B



教える人

人と関わるのが好きで話すことが得意。そして持ち前の思慮深さで相手を思いやることができるあなたは、「教える人」タイプです。スポーツ少年団のコーチ・子ども大学や外国語の先生など、専門性の高い分野で活躍する人もいれば、例えば子育てから手が離れた人が、今子育てを頑張っている人を助けるといったような、今までの自分の体験や学んだ知識を話したり教えたりする人もいます。

F



託す人

熱い気持ちを誰かに委ねることを選択したあなたは、「託す人」タイプです。あなたの気持ちや思いを、選挙を通じて候補者に託してみてもはどうでしょうか。

**P.11**で、明るい選挙のイメージキャラクターであるめいすいくんと若い世代との会話を覗いてみよう。

C



ひっぱり人

決断力に長け、率先してみんなの先頭に立ちまとめ上げる力がある。そんなリーダー気質溢れるあなたは、「ひっぱり人」タイプです。会社やNPO法人を立ち上げたり、自治会長として活躍したり。政治家を志してみるのもいかがでしょうか。

**P.4-5**でひっぱり人たちとしてまちづくりの担い手として活躍する女性のみさんの座談会を紹介しています!!

G



つくす人

冷静で落ち着きがあり、場の空気を察知して、さりげなく気の利いた行動がとれるあなたは、「つくす人」タイプです。町内会やコミュニティの役員といった、縁の下の力持ちのような役割を担える人です。全体の奉仕者である公務員にも向いているので、犬山市の職員採用試験に挑戦してみてもいかがでしょうか?!

D



つどう人

みんなでワイワイ楽しむことが好き。気の合う友だちがたくさんいるでしょうね。そんなあなたは、「つどう人」タイプです。地域の祭りやボランティア活動に参加したり、スポーツ・音楽・読書・カフェなど、共通の趣味を持つ仲間を募って楽しみましょう!

H



遺す人

自然や歴史が好きで、真面目で誠実。目の前の仕事を実直にこなすあなたは、「遺す人」タイプです。地域の伝統行事やお祭りを保存する活動、自然を保護する活動などで、現在まで受け継がれてきた犬山の魅力ある財産を後世に遺し伝えていく。そんな役割を担ってみませんか。

※このチャートは、見る人に対して誘導したり、決めつけたりするものではなく、「こういうこともまちづくりなんだ」と気づいていただいたり、まちづくりに興味をもっていただいたりするきっかけの一つとして作成していますので、楽しみながら活用してください。

あなたはどんな人でしたか？

ご自身がまちづくりに参加しているイメージが持てましたか？

上記に紹介したまちづくりに関する活動は、ほんの一例です。これから、ご自身にあったまちづくりの参加方法や活動を見つけていただけたら幸いです。

「犬山市協働のまちづくり基本条例」は、市民、団体のまちづくりに関するあらゆる活動を担保する土台のような役割を担っています。

条例にどんなことが書いてあるのか。6~12ページでご紹介していきます!

いろいろな参加方法や活動があります。





# いぬやま未来会議（通称いぬみら）について

犬山市協働のまちづくり基本条例の制定に向けて、みんなが活躍するためのしくみやルールとして、どんなことを盛り込んだらよいかを考えるために結成されました。

メンバーは、公募による市民22名と市職員の有志18名により構成され、20歳から73歳まで幅広い年齢層の方が参加しました。



## 条例制定までの道のり

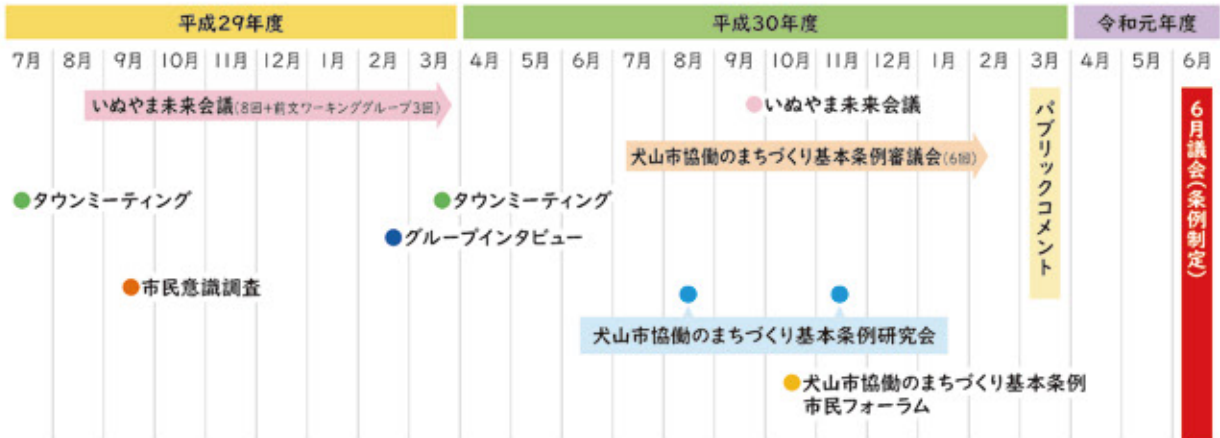
「犬山市協働のまちづくり基本条例」制定にあたっては、タウンミーティング、市民や有識者を交えた会議・審議会、市民意識調査、パブリックコメント等を通じて、何度も検討や議論を重ねてきました。

平成29年7月に「活躍の場づくり」をテーマとしたタウンミーティングを開催。8月から「いぬやま未来会議（通称いぬみら）」において協働、自治について学びながら、条例に盛り込むべき内容について検討を行い、平成30年

3月に会議での結果を「いぬみら意見集」として取りまとめました。

平成30年7月から「犬山市協働のまちづくり基本条例審議会」において、「いぬみら意見集」を基に条例案が作られていきました。

何度も話し合いを重ねて  
条例を作り上げていったんだね！



そして、令和元年6月議会において条例案が可決され、条例制定となりました。

## まちづくりの事例

### その① 「犬山マルシェ」

日々の暮らしを健康で楽しく過ごすための「きっかけに会う場所」をコンセプトに、地場野菜、フード、クラフト、音楽、アートを楽しめるマルシェ。

この「犬山マルシェ」は、犬山で「何かをしたい」新たな仲間と想いをもち寄り、立場を越えて自由に語り合い、対話から価値を生み出す創造的な語り場、「フューチャーセッション@犬山」がきっかけとなりました。



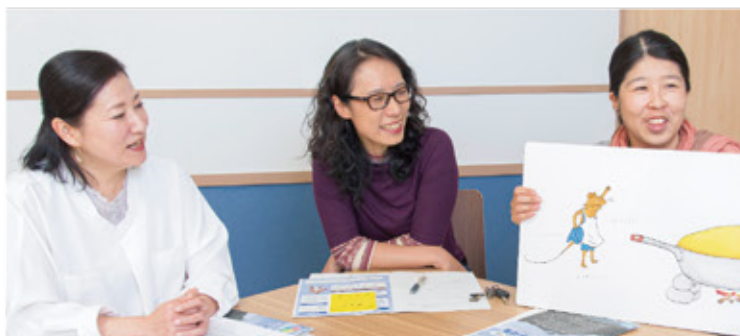
犬山マルシェ大収穫祭（内田防災公園にて）



フューチャーセッション @犬山のようす

## 子育て × まちづくり × 女性

犬山で活躍している子育て世代の女性3人にインタビュー！自分の体験をもとに、「子育て・まちづくり・女性」というテーマでわいわい語っていただきました。



### 半谷美野子さん

「人と自然をつなげる、伝える」がライフワーク。森林インストラクター＆和ハーブインストラクター。2006年から犬山在住。犬山の自然を未来に残すため、未就園児の親子が自然を楽しむ会「いぬやま自然とあそび隊！」を設立。

### 自分の活動がまちの中の活動になっているって意識したようなことは？

**半谷** 私は身近な自然と人間を繋げる活動を主にしていて、あそび隊！でシイの実やムカゴを紹介すると、近所でシイの実を拾うようになる子がいて、「拾っている時にご年配の方から『シイの実をよく知ってるね！』と声をかけられた。」っていうお話を何人かから聞いてうれしかった。ほかにも、あそび隊！で知り合った方同士で畑をはじめたり、自主保育の会ができたり。自然と人を繋げるだけではなく、人と人を繋げる活動になっているんだなと実感してます。

**秋田** 皆さんから「ももっぴ通信」に情報を寄せていただけるから、ありがたいなと思っています。企業さんとも繋がりが出来て、地域全体で犬山の子育てを盛り上げられているんじゃないかな。



応援しているつもりで色々企画とかをやってきて、それが種まきみたいになって、色々な団体・グループがそれぞれ活動し始めてすごくうれしい。あと、孫育て世代に結構声をかけられます。

### 活動するのに「困ったな」ということは？

**秋田** 私たちはずーっと活動場所の問題。

**半谷** 時が経つと役所の人も担当が変わっちゃうので話が通じなくなる部分がある。

**ミナタニ** 私はそれほど困った思いはしてないかな。でもそれは先に活動されている方々が色んな前例を作ってくれているお陰だと思う。

**半谷** 最初に行った時は「前例がありません」って、もうそこではね付けられたり、減免申請でたらいまわしにされたり。

**秋田** 活動の目的に市は目を向けて、もっと施設を使いやすくしてほしいです。施設はお金を払って利用してもらおうのが原則っていう市の立場も理解しないといけないんだけど、ボランティアっていうか、みんなのためっていう気持ちがある活動なので、



助けていただきたいな。

**ミナタニ** こうしたらいいっていうアイデアや、何か新しいことをしようと思っても、誰に相談すればいいか、どこに行けばいいか窓口が分からないっていうことがある。そういう意味でも、私が参加させていただいたフリースピーチ制度は、はじめの一步として市民に広く開かれたとてもいい制度だと思う。でも、提案したら市民の役目は終わり、後は議員さんや関係部署が動くというシステムより、想いのある人をすくい上げて一緒に協働でつくるようなやり方があったらいいなと。

### 想いがある人たちが、諦めずにやってもらうにはどんなことがあるといい？

**秋田** 活動するには、まず、気持ちのある人がいないと続かないからね。



### 秋田眞由美さん

3人の子どもを育てるママ。17年前に、子育て世代が知りたい情報が一目でわかる情報誌を作ろうと、ママ3人で活動を始める。現在は、「ももっぴ通信」の作成を中心に活動し、ボランティアなども積極的に行う。これらを通じて自身の成長と日々の充実を感じている。

### ミナタニアキさん

2009年から犬山在住。3年前よりこどもと大人の哲学対話「犬てつ」をはじめ。日常の”正解のない問い”についてじっくり楽しく考えるワークショップを開催するなど、対話を通じたまちづくりを目指している。令和元年9月、フリースピーチ制度にも参加。

**半谷** 諦めずに何回でも話しに行くのは本当にエネルギーがいる。

**ミナタニ** ここに行けばとりあえず相談できるみたいところがまず欲しいな。そこに行くこと継続的なサポートをしてくれたりとか。

**秋田** 情報も貰えたらいいな。

**そういう意味では、今回、協働のまちづくり基本条例という形で、市民と市が協働してまちづくりをしていくためのものが文書化されました。**

**半谷** 文書化されてそれで終わりではなくて、1年ごとに集まってお話とかしていかないと。

**秋田** このメイクタウトークの「子育て・まちづくり・女性」ってテーマで、自分もそうだけど、園や学校、子ども会の役員などで地域とは繋がっていたし、町内会の役員を旦那さんが引き受けて、実際は奥さんが動いていることも多い。結局のところ、女性はめっちゃくちゃ地域に入って、繋がってやってくる。今更って思いますよ。でもその個人で頑張ってきた女性を、グループで何か地域づくりのためとか、そう

いう方向にはちょっと持って行きたいなって気持ちはありますね。

**この条例ができたことをきっかけにしたいですね。**

**最後に、これから自分たちの活動も含め、いろんな人たちの関わり合いに期待することは？**

**秋田** 「やりたい!」とか思っている人の気持ちをちゃんとすくい上げて繋げていって欲しい。市民と行政で何かを考える会とかがあると、参加するのは同じ人ばかり。もうちょっと窓口を広げて、宣伝して、「あ、行ってみようかな」とか気軽に思える感じになるといいのかな。

**ミナタニ** 条例を読んで、「参加する権利」っていうことがきちんと書かれているのが良いと思う。フリースピーチ制度で「発言する権利」が確保されて、この条例で「参加する権利」が保証される。この二つがあれば、市民と市が協働でまちづくりを行っていく可能性がとてつもなく広がっていくと思う。

**秋田** でもやっぱり責任を持つこととかね、そう書かれると…。自分の立ち位置をちゃんとしなきゃなって。どうしても女性自

身まだまだ自分の責任をとるっていうこと意識が低いと思います。

**そういう人たちの気持ちの変化していくと、参加する側にシフトする人ももう少し増えるかもしれないですね。**

**半谷** なにかあると、まず議員さんを頼る人がいるけど、そうしないと市が動かないって思ってる人がいるのは悲しいと思う。

私としては、まずは引き続き地域の方と繋がって、自分のできる、身近な自然を好きになってもらう活動をコツコツとしていきたいな。

**今の話を踏まえて条例をもう一回見てみると、新たに感じるところがあるかもしれないですね。今日はありがとうございました。**



# 条例にはどんなことが書いてあるの？

条例は次のような構成となっています。

## 前文

条例制定の背景や目的、理想とするまちの姿とその実現に向けたまちづくりの方向性などを示しています。

### 第1章

#### 総則

(第1条から第3条)



条例全体に共通する事項を定めています。

→ P.7へ

### 第2章

#### まちづくりの基本原則

(第4条)



まちづくりにおいて、最も大切にしなければならない方向性を定めています。

→ P.8へ

### 第3章

#### まちづくりの担い手

(第5条から第13条)



まちづくりにおいて守られるべき市民のみなさんの権利や、まちづくりの主体となる方々の役割等について定めています。

→ P.8へ

### 第4章

#### 市民参加と協働

(第14条から第19条)

市民参加や協働に関する基本的な考え方やこどもの参加に関すること、地域活動団体、非営利活動団体の活動などについて定めています。また、住民投票や選挙を市民参加の手段として位置づけています。

→ P.9へ

### 第5章

#### 市政運営

(第20条から第24条)



計画的な市政運営、市政の改善、透明性の確保など、協働のまちづくりにおいて必要な市としてのあり方について定めています。

→ P.12へ

### 第6章

#### 実効性の確保

(第25条)



条例の実効性を確保するための定期的な見直しと、協働のまちづくりを推進するための組織について定めています。

→ P.12へ

## Next

次のページからは、条例のなかでも、特にみなさんに読んでいただきたい、知っていただきたい条文を紹介します。この条例の基(もと)である「いぬみらの意見集」を作成したいぬみらの思いや考え方も添えてあります。



## 🎯🎯🎯 まちづくりの事例

### その② 「バス乗車体験ツアー」

買い物や通院などの移動に苦勞する「交通弱者」が、地域課題の一つである今井小学校区において、社会実験として、70・80歳代を対象にコミュニティバスを活用した買い物体験を今井小学校区コミュニティ推進協議会が実施。車の運転ができなくなった時に備え、バスの利用方法をみんなで確認しました。

市では、超高齢化、人口減少社会などの変化に対応するため、地域が主体となって取り組む「課題解決型まちづくり」の普及を進めています。



体験のようす  
(犬山駅東口にて)

# 犬山市協働のまちづくり 基本条例

## 前文

“犬山がこうなってほしい”  
という思いを詰めこみました。



## 第1章 総則

### (目的) 第1条

この条例は、犬山市のまちづくりに関する基本原則を明らかにするとともに、その基本的な事項を定めることにより、市民、議会、行政が協働しながら、前文に掲げる理想のまちを実現することを目的とします。

### (条例の位置付け) 第2条

この条例は、犬山市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

### (定義) 第3条

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人及び団体をいいます。
- (2)地域活動団体 市民のうち、地域で公益的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (3)非営利活動団体 市民のうち、自主的に公益的活動を行う団体であって、営利を目的とせず活動するもの(地域活動団体を除きます。)をいいます。
- (4)行政 市の執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(これらに属する職員を含みます。)をいいます。
- (5)まちづくり 明るく豊かな住みよいまちをつくることを目的とする地域課題の解決、地域の価値の創造その他の公益的な活動をいいます。
- (6)協働 市民、議会及び行政が、目的を共有し、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、補完し合いながら協力することをいいます。

## 前文

私たちのまち犬山市は、木曽川や緑豊かな里山などの自然と、国宝犬山城や古墳をはじめとした歴史遺産、地域に根付く伝統ある祭りなど、多様な地域資源に恵まれています。それらは、人々の営みと相まって、地域ごとに様々な表情を見せる特色ある風土と郷土への深い愛を育み、時代とともに新たな価値をまといながら、現在に受け継がれています。

今日、少子高齢化や人口減少に加え、若者の流出、コミュニティの衰退などによって、人と人のつながりが希薄となり、地域社会は様々な問題に直面しています。そして、国際化、情報化が進む中で、多様化するライフスタイルや価値観に合わせた新しい自治のあり方が求められています。

このような時代にあって、**犬山市が将来にわたり活力あるまちであり続けるには、地域・世代・性別・民族・国籍を問わず、市民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いに尊重し合いながら、協働して課題解決に取り組むことが重要です。**そのためには、誰にでも活躍の場と機会があるまちづくりを推進し、**一人ひとりが“主人公”**として自発的にまちづくりに参加するとともに、未来を担い、理想のまちを創造することができる人材を育てる必要があります。

私たちは、市民憲章の理念を胸に、このまちに受け継がれてきた豊かな財産を次世代へとつなぎ、誰一人取り残されることなく、**笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる「持続可能なまち」を実現するため、ここに犬山市協働のまちづくり基本条例を制定します。**

この条例の前文は、いぬみらで

- ①まちの成り立ちや特性
- ②条例制定の時代背景
- ③目指すべきまちの姿、進むべきまちづくりの方向性
- ④理想とするまちを実現するための自治のあり方・姿勢
- ⑤条例制定の目的・理由や決意宣言 等について話し合い、有志のワーキンググループで文章化したものを基にして作られています。

ちなみに、「誰一人取り残されることなく」、「持続可能なまち」という考え方は、国連サミットで平成27年9月に全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にも通じるものです。

「いぬみらの意見集」  
には前文の素案が  
載っています。



- ▶ 市民憲章はみんなに知ってもらいたい。
- ▶ 多様な価値観に対応することが大事。
- ▶ 先人から受け継いだものを次世代へつなぐ必要がある。

一人ひとりが“主人公”という  
言葉が印象的。



## 第2章 まちづくりの基本原則

### (まちづくりの基本原則) 第4条

まちづくりにおいて大切にしなければ  
ならないいきまりを定めました。



どの原則も、  
市民、議会、行政が協働して  
理想のまちを実現するために  
必要なものなんだね。

## まちづくりの基本原則

この条例の目的を達成するために、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、行政は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。
- (2) 市民参加の原則 議会、行政は、市民がまちづくりに参加できるよう、その機会を多様に保障します。
- (3) 協働の原則 市民、議会、行政は、協働してまちづくりを推進します。
- (4) 平等の原則 市民は、年齢、性別、民族、国籍などに関わりなく、まちづくりに平等に参加できます。
- (5) 信頼の原則 市民、議会、行政は、互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くための努力をします。

犬山市らしいまちづくりを実現するために、**最も大切にしなければならぬいきまりを「基本原則」として定めています。**



- ▶ 平等の原則は、市民・行政・事業者など立場の違いだけでなく、性別、年齢、国籍などの個性を重視するために必要。
- ▶ 信頼の原則は、みんなでなかよくまちづくりを進めようというポジティブな思考から。

## 第3章 まちづくりの担い手

### (市民の権利) 第5条

誰でもまちづくりに  
参加できることをこの条文で  
伝えたいようですね。  
私に何かできることは  
あるのかしら。



保障されていることを知ってほしい!

## 市民の権利

- ① 市民は、議会、行政が保有する情報について知る権利を有します。
- ② 市民は、まちづくりに等しく参加する権利を有します。



市民、議会、行政がお互いの自主性を尊重し、補完し合いながら自治を推進していくことができるよう、まちづくりにおいて担保すべき市民の権利を定めています。



- ▶ 知る権利は、他の条例等で既に規定されているかもしれないが、保障されていることを市民に知ってもらうためにこの条例でも規定すべき。
- ▶ 協働のまちづくり基本条例ということを考慮すると、参加する権利は入れるべき。



(市民の役割) 第6条

(学生の役割) 第7条

(事業者の役割) 第8条

(地域活動団体の役割) 第9条

(非営利活動団体の役割) 第10条

(議会、議員の役割と責務) 第11条

(市長の役割と責務) 第12条

(職員の役割と責務) 第13条

## Point!

第6条から第10条までの「役割」を定めた条文は、義務付けのように読めてしまうこともあるかもしれませんが、**このように「役割」を持っていることで、逆に「市は積極的にやってください。」と言うことが出来ます。**

みなさんの「役割」に対して、行政や議会は「役割と責務」を果たさなければなりません。市民が自らまちづくりに取り組むことで、**わからないこと、至らないことがあれば積極的に行政や議会に請求することができる。**そういう条例になっているので、この条例を前向きに捉えて活用してください。



まちづくりの担い手の  
気持ちを盛り立てたい  
という思いもあります!

犬山のまちをこれから  
持続させていくには、  
行政や議会だけでなく、  
市民や団体も含めたみんなの力を  
合わせる事が大事なんだね。  
みんなで頑張れば何かできるような  
気がしてくるな。



## 第4章 市民参加と協働

(市民参加) 第14条

1. 議会、行政は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、政策を実施する過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えるよう努めます。
2. 議会、行政は、市民参加により得られた提案、意見を政策に反映させるよう努めます。
3. 前2項に定めるもののほか、市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

## 市民の役割

- ① 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- ② 市民は、先人から受け継いだ豊かな地域資源や良好な環境を次世代に引き継ぎます。

## 学生の役割

学生は、積極的にまちづくりに参加するとともに、犬山市を学びと実践の場として、その成果を地域に還元するよう努めます。

## 事業者の役割

- ① 事業者は、地域における自らの役割を認識し、より一層の社会貢献に努めます。
- ② 事業者は、従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮します。

## 地域活動団体の役割

- ① 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域の課題の解決に努めます。
- ② 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。

## 非営利活動団体の役割

- ① 非営利活動団体は、地域社会の一員として、専門的な知識を活かしてまちづくりに参加します。
- ② 非営利活動団体は、自らの公益的活動を行うとともに、他の団体などとの連携を図りながら、地域課題の解決に努めます。

## 議会、議員の役割と責務

- ① 議会は、市民に開かれたわかりやすい議会運営に努め、市民の意見を反映した政策立案を行うとともに、市政運営が適切に行われているかを監視し、評価します。
- ② 議員は、市民の負託にこたえるため、自己の資質を高め、市民全体の福利向上を目指して活動します。
- ③ 議会、議員は、この条例の目的を達成するために、犬山市議会基本条例(平成23年条例第14号)に掲げる原則に基づき活動します。

## 市長の役割と責務

- ① 市長は、市の代表者としてリーダーシップを発揮し、公正、公平かつ誠実に市政を運営します。
- ② 市長は、第4条に定めるまちづくりの基本原則に基づき、まちづくりを推進し、市民の負託にこたえます。

## 職員の役割と責務

- ① 行政の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、市民の意見の把握や情報収集に努めながら、積極的にまちづくりを推進します。
- ② 行政の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能などの向上に努めます。

### (子どもの参加) 第15条

市民、議会、行政は、子どものまちづくりに参加する権利を保障するため、子どもが年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参加できる機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えるよう努めます。

### (公益的活動の推進) 第16条

- 1.市民は、地域活動団体や非営利活動団体がまちづくりにおいて果たす役割を認識し、尊重するとともに、その公益的活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。
- 2.議会、行政は、地域活動団体や非営利活動団体の自主性、自立性を尊重し、これらの団体の運営や活動を必要に応じて支援します。
- 3.前項に定める地域活動団体や非営利活動団体の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

### (協働の推進) 第17条

- 1.市民、議会、行政は、積極的に協働してまちづくりを推進します。
- 2.市民、議会、行政は、まちづくりに関する情報を広く発信するとともに、相互に交流する機会を設けます。
- 3.市民、議会、行政は、将来のまちづくりを担う人材の発掘や育成に努めます。
- 4.行政は、協働のまちづくりを推進するため、市民が自立し、協力して活動するための仕組みを整えます。

### (住民投票) 第18条

- 1.市長は、市政に関する重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- 2.住民投票に付すべき事項、投票の手続き、資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、その都度、条例で定めるものとします。

### (選挙) 第19条

投票もまちづくりへの参加のひとつなんじゃな。候補者はまちのことを考えて立候補しておるからのう。この条文は、まちづくりのために選挙が積極的に活用されることを願って作られたんじゃのう。



協働のまちづくりを推進していくにあたって、まちづくりの担い手となるそれぞれが主体的に果たす役割や責務を定めています。

なお、第7条の学生は、大学生や専門学校生などの方々を想定していますが、高校生以下のみなさんのまちづくりへの参加を否定するものではありません。



- ▶ 「まちづくりの推進、担い手としての自覚を持つこと」と「自らの発言と行動に責任を持つこと」はあってしかるべき。
- ▶ 少し先のことまで考えて行動してもらうため、「次世代に引き継ぐこと」も必要。
- ▶ 学生には、学んで実践する場として地域にフィードバックしてほしい。
- ▶ 事業者には、専門的な知識を活かして社会貢献してほしいので、事業者の役割は特筆すべき。
- ▶ 議会基本条例を読んだことがなくても、こちらの条例で議員の役割がわかるとよい。
- ▶ 選挙で選ばれた市長と自治体に就職している職員とで、役割と責務が違う。

### 選挙の大切さを知ってほしい

### 選挙

- ① 市民は、選挙が議員、市長を通じた市政への参加の重要な手段であることを認識し、選挙に関心を持つとともに、投票の機会を積極的に活用するよう努めます。
- ② 市民は、選挙において投票を行うにあたっては、市の直面する課題、候補者の掲げる政策などに関する情報の積極的な収集や理解に努めます。
- ③ 市民、議会、行政は、選挙への市民の関心を高めるための取組を推進するとともに、市民が投票の機会を十分に活用できるよう、前項に掲げる情報の積極的な提供に努めます。
- ④ 行政は、選挙への立候補に関する手続きについて明快に説明し、立候補予定者の政策立案に必要な情報を提供するなど、誰もが立候補しやすい環境を整えるよう努めます。

選挙は代表者を通じた市民参加の手段ととらえ、市民、議会、行政が選挙に臨む姿勢について定めています。



- ▶ 選挙に行かないのは、「関心がない」、「わからない」、「何も変わらない」、「メリットがない」などと考えているから。
- ▶ 市の現状や課題がわかれば、選挙の際に何が争点となっているかわかる。
- ▶ 市政に関する情報を積極的に提供する。

# 選挙だってまちづくり

～まちの未来を選ぶのは私たち～



めいすいくん



子育てママさん



大学生くん

先週の日曜日に選挙があったけど、二人は投票にいったかな？



俺行ってねえっす。選挙に関心ねえっす。

私も行ってないわ。忙しいし、どの人に投票したらいいかもよくわからないから。

そうなんだ。確かに、ある調査でも若い人が選挙に行かない理由の上位に、二人と同じ理由が挙がっていたよ。



やっぱそっすよね。他にやりたいこといっぱいあるしね。

でも、君たちみたいな若者や子育て世代が投票に行かないと思うとどうなると思う？



いやー。行っても行かなくてもなんも変わらないっすよ。

行った方がいいとは思うけど…。で、どうなっちゃうの？

政治家は、投票に行かない若い世代向けのまちづくりをあまり進めないことになるかもしれないね。



それイヤっす！俺の学費の援助をして欲しいっす。

子育て支援にももっとお金を使って欲しいわ。

だったら、まずは投票に行って若い世代にもっと目を向けさせないとね。



私たちが投票に行くことで、まちづくりの方向性を変えられるのね。



そのとおり。投票に行くことはまちづくりに参加するということなんです。



行くだけだったら、俺でもできる。次は行ってみるっす。



でも、一番大事なのはどの候補者に投票するかだけだね。自分の思いを叶えてくれそうな人を選ばなきゃ。



でも、どうやって情報を集めればいいのか？スマホで簡単に手に入らないの？



最近はホームページ・ブログ・SNSなどで、自らの政策や思いを発信している候補者は多いよ。



候補者の考えを比べるにはどういう方法があるの？



各家庭に届けられる選挙公報にも政策がまとめられているし、立候補予定者同士がそれぞれの政策について討論をする公開討論会などは、考え方の違いを知るにはいい機会だよ。



へえ。知ろうと思えば知ることができるんだ。



候補者側はしっかり情報発信して、投票者側は情報収集した上で、自分に合った候補者を選ぶことが大事だよ。



次の選挙は、候補者について調べてみるっす。



めいすいくんは、明るい選挙のイメージキャラクターです。

## 第5章 市政運営

### (計画的な市政運営) 第20条

- 1.市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想と基本計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。
- 2.市長は、総合計画の策定や見直しにあたっては、市民に参加の機会を保障します。

### (財政運営) 第21条

- 1.市長は、施策の実施に必要な財源の確保を図るとともに、効率的な財政運営を行い、持続可能で健全な財政の確立を図ります。
- 2.市長は、市民に対し、財政状況を公表し、わかりやすく説明します。

### (市政の改善) 第22条

議会、行政は、市政を効果的かつ効率的に運営するため、市政を適時検証し、継続的に改善します。

### (情報提供、個人情報の保護) 第23条

- 1.議会、行政は、市民の知る権利を最大限に尊重することにより、市政への市民参加の推進と市に対する市民の信頼の確保を図り、開かれた市政の実現を図るため、市民が必要とする情報を積極的に提供します。
- 2.議会、行政は、前項の情報提供を行うにあたっては、個人のプライバシーをはじめとする基本的人権を尊重し、個人情報を適切に管理し、保護しなければなりません。

### (国などとの連携) 第24条

議会、行政は、共通する地域課題を解決し、施策を効果的かつ効率的に実施するため、国や他の自治体と連携するよう努めます。

## 第6章 実効性の確保

### (実効性の確保) 第25条

- 1.市長は、社会情勢の変化に照らし、この条例が協働のまちづくりを推進する上でふさわしいものであるかどうかについて、見直しを行うものとします。
- 2.前項に定める見直しは、この条例の施行の日から起算して5年ごとに行うものとします。ただし、5年未満における見直しを妨げません。
- 3.市長は、協働のまちづくりの推進や前2項に定める条例の見直しに関することについて、市民参加による組織により審議します。
- 4.前項に定める組織の設置、運営に関して必要な事項は、別に定めるものとします。

附則

この条例は、令和元年7月1日から施行します。

## 最後に

いかがでしたか。紹介した条文一つひとつに様々な思いや考えが詰まっていることがお分かりいただけたと思います。

この条例は、「作って終わり。」ではありません。犬山市は、条例制定を契機として協働のまちづくりを更なるステップへと前進させるため、すでに活動している人や団体に加えて、様々な市民のみなさんがまちづくりに参加し、議会、行政と協働して取り組むことができる環境を整えていきます。

「犬山市協働のまちづくり基本条例」は、  
これから、市民や団体のみなさんがまちづくりの  
花を咲かせることができる土台としての役割を  
担っていきます。



### 犬山市役所

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36

経営部 企画広報課 企画担当

TEL:0568-44-0312

e-mail:010100@city.inuyama.lg.jp

市民部 地域安全課 地域担当

TEL:0568-44-0346

e-mail:010400@city.inuyama.lg.jp

条例の逐条解説、いぬみらの意見集は  
犬山市のホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.inuyama.aichi.jp>

